

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 中央卸売市場	
不利益処分名	卸売業者等に対する措置命令等	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第72条第1項から第6項まで	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
処 分 基 準	<p>第72条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第18条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第26条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。</p> <p>4 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、第29条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) せり人がせり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。</p> <p>(3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。</p> <p>(4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

処分基準	基準	<p>6 卸売業者，仲卸業者，売買参加者又は関連事業者について，法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは，その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか，その卸売業者，仲卸業者，売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。</p> <p>7 第21条第3項の規定は，前各項の取り消しの処分について準用する。</p> <p>第21条第3項 市長は，前項の規定による処分をしようとするときは，当該処分の相手方に対し，相当な期間を置いた上，期日，場所及び処分の原因となった理由を通知して公開による聴聞を行い，その者又はその代理人が証拠を提示し，意見を陳述する機会を与えなければならない。</p>
------	----	--